

自衛艦及び支援船の改造、改修工事及び搭載機器等の装備工事並びに調査工事の
契約希望者募集要項（公募）

次の契約について公募を実施するので、参加を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊舞鶴地方総監部
経理部長 西川 康彦

記

1 調達予定品目等

平成27年度、平成28年度、平成29年度における舞鶴造修補給所が要求元である
自衛艦及び支援船の改造、改修工事及び搭載機器等の装備工事並びに調査工事

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）
第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意
を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部長から又は防衛省としての指名停止等の措置を
受けている期間中の者でないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契
約の履行が確保される者。
- (5) 平成25・26・27年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供
等」に係る近畿地区競争参加資格を有する者。
- (6) 改造、改修工事及び搭載機器等の装備工事については付紙第1に記載する要件を
有する者。
- (7) 調査工事については付紙第2に記載する要件を有する者。

- (8) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し若しくは保証できること。

3 参加表明

応募する者は、「参加表明書」（別紙）及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
(2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

過去5年以内に同一資料を提出した者で、本年度の資料に変更がないか又は部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 改造、改修工事及び搭載機器等の装備工事については付紙第1に掲げる資料。

イ 調査工事については付紙第2に掲げる資料。

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の通知を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒625-0087

京都府舞鶴市字余部下1190番地

0773-62-2250（内線2255）

(2) 提出期間

27.10.1（木）～27.10.13（火）

なお、上記の期間にかかわらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前8時00分から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

6 技術資料の審査等

- (1) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
- (2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から検査・修理体制調査のために工場等（下請企業の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、工場等への立入りを含め調査に協力しなければならない。

7 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

8 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。
 - ア 窓口：海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係
〒625-0087
京都府舞鶴市字余部下1190番地
0773-62-2250（内線2255）
 - イ 時間：直接持参する場合は土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前8時00分から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

- ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出に当たっては、製本等過剰な編てつ等は不要とする。

(記入例)

舞鶴地方総監部経理部長 殿

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇印

参加表明書（舞監公示第50号）

標記について、下記のとおり応募します。

記

番号	対象艦艇等	調達予定品目			備考
		改造・改修 工事	装備工事	調査工事	
1	護衛艦「ひゅうが」	○	○	○	

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 平成〇〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書
3 技術資料

改造、改修工事及び搭載機器等の装備工事

1 公示する場合の希望条件

別表に掲げるそれぞれの艦船の改造、改修工事及び搭載機器等の装備工事に係る役務に必要な次の要件を有するか、契約履行時までには有することができる者

- (1) 当該艦船の改造、改修能力及び搭載機器等の装備（撤去、移設を含む。）能力を有し、不具合発生時、迅速、かつ継続的に対応可能なこと。
- (2) 当該艦船の改造、改修及び搭載機器等の装備（撤去、移設を含む。）に必要な設備を有すること。
- (3) 当該艦船の改造、改修及び搭載機器等の装備（撤去、移設を含む。）に必要な技術者を所要数従事させる体制を有すること。
- (4) 当該艦船の改造、改修及び搭載機器等の装備（撤去、移設を含む。）に必要な安全管理、工程管理及び品質保証に関する能力又は体制を有すること。
- (5) 法令等の規定により、官署等の許可又は確認を必要とする場合は、当該許可又は認可をうけていること。

2 下請業者への一部業務委託

当該艦船の搭載機器等の改造・改修の一部を下請業者に委託する場合は、請け負わせる業務内容に応じて、第1項を満たすことが証明できること。

3 提出させる技術資料

- (1) 過去5年間における最新の当該艦船及びそれらの搭載機器等又は同等の改造・改修実績（実績のない場合は省略可）
- (2) 第1項に示す設備及び体制等を証明する書類。
- (3) 当該船の搭載機器等の改造・改修の一部を第三者に委託する場合は、下請企業一覧表（請け負わせる業務内容によっては、第1項に示す設備及び体制等を証明する書類を添付させる。）

調査工事

1 公募に応募できる者の資格

- (1) 防衛省船舶設計基準、自衛艦工作基準、防衛省規格、艦船搭載機器、落雷や波浪等の船舶に被害を及ぼす天象海象について十分理解した上で艦船の設計能力を有すること。
- (2) 調査工事を効率的、かつ、効果的に実施できる技術を有していること。
- (3) 調査工事の遂行に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有すること。
 - ア 一般管理
安全、工程管理、品質保証及び保全に関する能力を有すること。
 - イ データ管理
各種データ収集、記録及び管理、各種報告書の作成並びに官が要求する各種報告書に関する能力を有すること。
 - ウ 技術支援能力
試験設備を有し、艦船搭載機器と船体等に関して、技術支援できる能力を有すること。
 - エ 秘密に属する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のない者を充てることができること。
- (4) 艦船搭載機器の製造会社及び修理会社と協力関係にあり調査に必要な技術情報を入手できること。

2 下請業者への一部業務委託

当該艦船の搭載機器等の改造・改修の一部を下請業者に委託する場合は、請け負わせる業務に応じて、第1項の項目を満たすこと。

3 技術資料の提出

- (1) 第1項に規定する設備及び体制等を証明する書類
- (2) 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

調達予定品目一覧表

番号	対象艦艇等	調 達 予 定 品 目		
		改造・改修 工事	装備工事	調査工事
1	護衛艦「ひゅうが」	○	○	○
2	護衛艦「あたご」	○	○	○
3	護衛艦「ふゆづき」	○	○	○
4	護衛艦「みょうこう」	○	○	○
5	護衛艦「まつゆき」	○	○	○
6	護衛艦「あさぎり」	○	○	○
7	護衛艦「せんだい」	○	○	○
8	補給艦「ましゅう」	○	○	○
9	多用途支援艦「ひうち」	○	○	○
10	「水中処分母船1号」		○	○
11	「えい船01号」		○	○
12	「えい船02号」		○	○
13	「えい船61号」		○	○
14	「えい船64号」		○	○
15	「えい船72号」		○	○
16	「えい船87号」		○	○
17	「水船23号」		○	○
18	「油船31号」		○	○
19	「油船33号」		○	○
20	「油船38号」		○	○
21	「油船204号」		○	○
22	「廃油船106号」		○	○
23	「運貨船14号」		○	○
24	「交通船2138号」		○	○
25	「交通船2153号」		○	○
26	「特別機動船4号」		○	○
27	「特別機動船9号」		○	○
28	「特別機動船10号」		○	○
29	「特別機動船19号」		○	○
30	「特別機動船25号」		○	○

注1：募集区分における改造・改修は、入渠を伴わない改造・改修である。

注2：募集区分における装備工事は、定検・年検の期間外に実施するものである。